



第3章 施策の方向

1 計画の基本理念

- 子ども・若者は今を生きる主体であり、自分らしい人生を自分で選ぶことができます。そして、次の時代を担うかけがえのない宝です。
- 子ども・若者が自分らしく生きるために、子ども期に「豊島区子どもの権利に関する条例」に掲げる『大切な子どもの権利』が保障され、年齢や発達に応じた切れ目のない支援を受けながら、主体として尊重されることが必要です。
- 豊かな文化を育み、様々な価値観をもつ人々がお互いを尊重し合い、共生するまち豊島区。このまちで、子ども・若者は、身近な愛情に包まれて、自己肯定感を育みながら自尊感情を醸成し、健やかに成長するとともに、多様な他者とともに未来を切り拓いていきます。
- 家庭、子どもに関わる施設、地域、関係機関、行政が連携・協働しながら、「豊島区子どもの権利に関する条例」に掲げる子どもの権利保障の理念をあらゆる施策に反映します。
- すべての子ども・若者が、社会の一員として主体的に生き、明るい未来を切り拓くために、安全安心に暮らし、成長できるまちづくりを推進します。

【基本理念】

すべての子ども・若者の権利が保障され
豊かな文化の中で自分らしく成長できるまちづくり



2 基本的な考え方

- 豊島区では、計画の基本理念を実現するために、第2章で明らかになった現状と課題を踏まえて、以下の5つの考え方で施策を推進していきます。

(1) 子ども・若者一人ひとりを権利の主体として尊重する。

- ・ 子ども・若者の今の「思い」を受け止め、子ども・若者を育成の対象と捉えるのではなく、社会の構成員として認め合い、権利の主体としての意見や選択を尊重する取組を推進します。

(2) 安心して子育てできる環境を整備し、親子が共に成長できるように支援する。

- ・ 子ども・若者が健やかに成長するために、家庭が孤立することなく、必要な協力を得ながら、保護者と子どもが安心して地域で暮らせる環境が必要です。
- ・ 保護者と子どもがお互いを大切に思いながら、それぞれが自分らしく暮らせるよう支援します。

(3) 子ども・若者の成長段階に応じて、切れ目なく支援する。

- ・ 子どもの権利は、子どもが皆等しく生まれながらに持っており、その年齢や発達に応じて保障されるものです。
- ・ 子どもは他者との関わりの中から、お互いの権利の尊重、責任などを学び、権利を実現していく力を培っていきます。
- ・ 子ども・若者の支援にあたっては、乳幼児期から学童期、思春期、青年期まで、発達段階ごとに必要となる支援を継続的に行うことが求められます。
- ・ 子ども・若者が自己肯定感を育み、自尊感情を醸成させ、自己として確立できるよう支援します。

(4) 家庭、子どもに関わる施設、地域、関係機関、行政が連携・協働し、社会全体で子ども・若者を支援する。

- ・ 子ども・若者は社会の関わりの中で成長します。
- ・ 家庭、就学前児童の教育・保育施設、学校、放課後対策施設などの子どもに関わる施設、地域、NPOなどの地域団体、関係機関、行政が、それぞれの特性を活かしながら、連携・協働し、子ども・若者の成長を支援します。

(5) 子ども・若者総合計画の全分野の目標に基づき、子どもの権利保障、子どもの貧困対策、子ども・若者支援に取り組み、基本理念を実現する。

- ・ 計画全体を進めることで、子どもの権利保障、子どもの貧困対策、子ども・若者支援を推進します。

3 施策の目標

- 理念を実現するために、基本的な考え方に則ったうえで、豊島区では様々な施策を推進していきます。施策を推進していくにあたり、取組の方向性を示すものとして、以下の6つの目標を掲げます。

-  **目標Ⅰ** 子どもの権利を尊重し、自分らしい育ちを支援する
-  **目標Ⅱ** 子どもを安心して産み育てるための支援を推進する
-  **目標Ⅲ** 子ども・若者に関わる施設において、充実した環境を整備する
-  **目標Ⅳ** 若者の自立と社会参加を支援する
-  **目標Ⅴ** それぞれの状況に応じ、子ども・若者及び家族を支援する
-  **目標Ⅵ** 子ども・若者の健やかな成長を地域全体で支援する

計画の基本的な考え方

子ども・若者と家庭を
取り巻く状況

施策の方向

第二期子ども・子育て支援
事業計画

計画の推進に向けて

計画の基本的な考え方

4 施策の体系

【基本理念】

【目標】

【取組の方向性】

すべての子ども・若者の権利が保障され豊かな文化の中で自分らしく成長できるまちづくり



【具体的取組】

	①子どもの権利の普及啓発・情報発信
	②子どもの権利に関する学習機会の確保・学習支援
	①子どもの意見表明・参加の仕組みづくり
	②子どもの意見表明・参加の促進
	①子どもの居場所の充実
	②屋外遊び場の充実
	③活動・体験機会の充実
	④学習支援の充実
	①児童虐待防止対策・いじめ防止対策
	②相談・救済体制の整備
	①妊娠期からの切れ目のない支援
	②子どもの健康確保のための取組
	①子育て支援サービスの充実
	②家庭教育支援
	③相談支援
	①教育・保育施設及び多様な保育サービスの充実
	②幼児教育・保育の質の向上
	③幼稚園・保育所と小学校の連携
	①子どもの権利に関する学びの支援
	②意見表明と参加の促進
	③学校における体験機会の提供
	①子ども・若者支援に関わる人への支援
	②子ども・若者支援に関わる人のための環境整備
	①日常生活への支援
	②経済的自立への支援
	①居場所・活動の場の充実
	②社会参加の推進
	①虐待を受けた子どもへの支援
	②社会的養育の推進
	③いじめを受けた子ども、不登校、ひきこもりへの支援
	④生活困窮家庭への支援
	⑤ひとり親家庭への支援
	⑥障害のある子ども・若者への支援
	⑦外国にルーツを持つ子ども・若者への支援
	⑧非行・犯罪に陥った子ども・若者への支援
	⑨その他配慮が必要な子ども・若者(DV、多様な性自認・性的指向の人々、自殺予防など)への支援
	①相談体制の充実と情報発信
	①地域の子ども・若者支援活動、子育て支援活動への支援
	②区民や地域団体、大学との連携・協働及び地域ネットワークの形成
	③仕事と生活の調和の実現のための働き方の見直し
	①子育て世帯にやさしいまちづくりの推進
	②有害環境等への対応
	③防犯・事故予防の推進
	①文化・芸術に親しむ環境づくり